

## 公益財団法人名古屋市中小企業共済会個人情報保護規程

### (目的)

第1条 この規程は、個人の権利利益を保護するため、公益財団法人名古屋市中小企業共済会（以下「共済会」という。）が取り扱う個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いに関する基本的な事項を定めることにより、共済会が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、個人番号その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に定める住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (5) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ 前号に掲げるもののほか、当該情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に

従って整理することにより特定の個人情報を経易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を経易にするためのものを有するもの

(6) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(7) 保有個人データ 共済会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの又は6月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

ア 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ウ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(8) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報データベース等をいう。

(9) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

(10) 個人番号関係事務 個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(一般原則)

第3条 共済会は、各事業の遂行に当たって事業者が遵守すべき法令等の規定並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、国の行政機関が定めた指針及び名古屋市が作成する出資法人等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドラインの規定を遵守するほか、この規程の規定に従い個人情報を適正に取り扱うものとする。

また、特定個人情報の取扱いに当たっては、番号利用法及び国の行政機関が定めた指

針についても遵守し、特定個人情報 を適正に取り扱うものとする。

(個人番号関係事務の範囲等)

第4条 共済会は、個人番号を取り扱う事務の範囲、個人番号及び個人番号と関連付けて管理される個人情報の範囲並びに事務取扱担当者を明確にすることとし、その内容は理事長が別に定める。

(利用目的の特定)

第5条 共済会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定するものとする。

2 共済会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

(利用目的による個人情報の利用の制限)

第6条 共済会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報（個人番号を除く。以下この条において同じ。）を取り扱わないものとする。

2 共済会は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 共済会は、前項の規定により利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにするものとする。

(利用目的による個人番号の利用の制限)

第7条 共済会は、第5条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、

個人番号を取り扱わないものとする。

2 共済会は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人番号を取得した場合は、承継前における当該個人番号の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人番号を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

4 共済会は、前項の規定により利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人番号を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにするものとする。

(適正な取得)

第8条 共済会は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

2 共済会は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）を取得するときは、次に掲げる場合を除き、本人から取得するものとする。

(1) 本人の同意を得ているとき。

(2) 法令に基づく場合

(3) 出版、報道等により公にされているものから取得するとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から取得することが困難なとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談、交渉、顕彰等の業務を行う場合において、本人から取得したのでは当該業務の目的の達成が損なわれ、又は当該業務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。

(7) 個人情報の取扱いの全部又は一部を受託する場合又は指定管理者として地方公共団体から個人情報の提供を受ける場合

(8) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報の提供を受ける場合

(9) 第三者が保有する個人情報を共同して利用するときで次のいずれかに該当する場合

ア 個人情報取扱事業者（個人情報保護法第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者をいう。）の保有する個人データが、個人情報保護法第23条第5項第3号に定める措置を講じられた上で提供されているとき。

イ アに規定する個人データ以外の個人情報、個人情報保護法第23条第5項第3号に定める措置に準ずる措置を講じられた上で提供されているとき

(10) 前各号に掲げるもののほか、本人以外から取得することに相当の理由があると認められるとき。

3 共済会は、特定個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、本人から取得するものとする。

(1) 個人番号利用事務実施者から、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、特定個人情報の提供を受けるとき。

(2) 個人番号関係事務実施者から、個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、特定個人情報の提供を受けるとき。

(3) 本人の代理人から個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、当該本人の個人番号を含む特定個人情報の提供を受けるとき。

(4) 特定個人情報の取扱いの全部又は一部を受託する場合

(5) 合併その他の事由による事業の承継に伴って特定個人情報の提供を受ける場合

(6) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(7) 法令に基づく場合

(本人確認の措置)

第9条 共済会は、前条第3項の規定により本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項が本人に係るものであることを証するものとして法令で定める書類の提示を受けるなどの手段により、その者が本人であることを確認するための措置（代理権の確認も含む。）を行うものとする。

(特定個人情報の取得等の制限)

第10条 共済会は、本人から個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報の提供を受けるとき、又は第8条第3項各号に該当する場合を除き、特定個人情報を取得し、又は保管しないものとする。

2 共済会は、次の各号のいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

- (1) 個人情報保護委員会から特定個人情報の提出を求められたとき。
- (2) 国会による審査若しくは調査の手續、訴訟手續その他の裁判所における手續、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査が行われるときその他の公益上の必要があるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 法令に基づく場合

(要配慮個人情報の取得等の制限)

第11条 共済会は、次に掲げる場合を除き、本人の人種、信条、宗教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他社会的差別の原因となるおそれがある事項（以下「要配慮個人情報」という。）に係る個人情報を取得しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、その他個人情報保護法第17条第2項第5号で定める者により公開されている場合
- (6) 業務の遂行に必要不可欠であると認められるとき。

2 共済会は、次に掲げる場合を除き、前項に規定する個人情報の電子計算機処理をしないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 業務の遂行に必要不可欠であり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第12条 共済会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 共済会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。
- 3 共済会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該共済会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合  
（内容の正確性の確保等）

第13条 共済会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく消去するよう努めるものとする。

- 2 共済会は、個人番号について、関係法令において定められている保存期限を経過したときは、当該個人番号をできるだけ速やかに削除又は廃棄するものとする。  
（安全管理措置）

第14条 共済会は、その取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。  
（個人情報保護管理者）

第15条 共済会は、この規程の適切な施行その他個人情報等の保護を図る施策の実施のために、個人情報保護管理者を置くものとする。

- 2 前項に規定する個人情報保護管理者は、専務理事をもって充てるものとする。  
（取扱い状況の記録）

第16条 共済会は、特定個人情報ファイルの取扱い状況の分かる記録を保存するものとする。

(報告連絡体制)

第17条 共済会の従業者は、個人情報等の取扱いに関し、紛失、破壊、改ざん、漏えいなどの事故又は法令等若しくは規程に違反する行為の発生又はその兆候を把握した場合は、ただちに個人情報保護管理者に報告するものとする。

(点検の実施)

第18条 共済会は、個人情報等の取扱いが適法かつ適切に行われているかについて、情報保護規程第23条(自己点検)に定める点検を実施するものとし、また、必要に応じて同規程第24条(システム監査)、第25条(専門家からの意見聴取)の点検についても実施するものとする。

2 共済会は、前項の点検の結果、必要な場合は改善措置を講ずるものとする。

(従業者の監督等)

第19条 共済会は、その従業者に個人情報等を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報等の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 共済会は、個人情報等の適正な取扱いの確保のため、従業者に対し、教育研修その他の措置を実施するものとする。

3 共済会は、従業者がその在職中又はその職を退いた後も、その業務に関して知り得た個人情報等の内容を、正当な権限なく他人に知らせ又は不当な目的に使用しないようにするため、雇用契約等において秘密保持に関する事項を定める等必要な措置を講ずるものとする。

(物理的安全管理措置)

第20条 共済会は、主要な電子計算機又は主要な通信機器を設置するときは、情報保護規程第14条に定める物理的安全管理措置を講ずるものとする。

2 共済会は、個人番号の記録された書類、電子媒体等について、施錠できるキャビネット、書庫等に保管するものとする。

3 共済会は、特定個人情報より個人番号を削除する場合又は個人番号の記録された書類、電子媒体等を廃棄する際には、容易に復元できない手段で削除又は廃棄するものとする。

(技術的安全管理措置)



第21条 共済会は、個人情報等の適正な取扱いのために、情報保護規程第15条（技術的情報保護対策の基本原則）、第16条（外部接続）、第17条（識別認証符号）、第18条（アクセスログの取得及び保管）、第19条（コンピュータウイルス対策）、第20条（不正アクセス対策）、第21条（緊急事態対応計画）及び第22条（ネットワークの切断）に定める安全管理措置を講ずるものとする。

（委託）

第22条 共済会は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人情報の保護のため、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 共済会は、特定個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、共済会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについてあらかじめ確認し、その措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

3 共済会は、委託先が特定個人情報の取扱いの全部又は一部を再委託した場合には、再委託（再々委託以降を含む。）を受けた者に対しても同様に、必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 共済会は、第8条第3項第4項による取扱いの全部又は一部を受託した特定個人情報について、当該特定個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該特定個人情報の最初の委託者の許諾を得るものとする。

（個人情報の第三者提供の制限）

第23条 共済会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 2 共済会は、前項各号の規定により個人情報第三者に提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにするものとする。
- 3 共済会は、第三者に提供される個人情報（要配慮個人情報を除く。以下、この項について同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、第1項の規定にかかわらず、当該個人情報を第三者に提供することができる。
  - (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
  - (2) 第三者に提供される個人情報の項目
  - (3) 第三者への提供の手段又は方法
  - (4) 本人の求めを受け付ける方法
- 4 共済会は、前項第2号から第4号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出るものとする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - (1) 共済会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
  - (3) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 共済会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

（特定個人情報の第三者提供の制限）

第24条 共済会は、次に掲げる場合を除き、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。

- (1) 個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
- (2) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継が行われたとき。
- (3) 個人情報保護委員会から特定個人情報の提出を求められたとき。
- (4) 国会による審査若しくは調査の手続、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査が行われるときその他の公益上の必要があるとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (6) 法令に基づく場合

(外国にある第三者への提供の制限)

第25条 共済会は、外国（日本の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で日本と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人情報を提供する場合には、第23条第1項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。

(第三者提供を受ける場合の確認等)

第26条 共済会は、第三者から個人情報の提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人情報の提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

- (2) 当該第三者による当該個人情報の取得の経緯

- 2 共済会は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報の提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 共済会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定め

る期間保存するものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第27条 共済会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、事務所における書面の掲示又は備付け、ホームページ上での掲載その他の方法により本人の知り得る状態に置くものとする。

(1) 当該共済会の名称

(2) すべての保有個人データの利用目的（第12条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 次項、次条第1項、第29条第1項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続及びその手数料の額

(4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 共済会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、次の各号のいずれか該当する場合を除き、本人に対し、遅滞なくこれを通知するものとする。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第12条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 共済会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

第28条 共済会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当該共済会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

2 共済会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 法令（個人情報保護法及び番号利用法を除く。以下この条及び次条において同じ。）

の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

（訂正等）

第29条 共済会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 共済会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（利用停止等）

第30条 共済会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第6条若しくは第7条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第8条、第10条第1項若しくは第11条第1項の規定に違反して取得されたものであるという理由又は第10条第2項の規定に違反して作成されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 共済会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第23条第1項又は第24条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。

る。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 共済会は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第31条 共済会は、第27条第3項、第28条第2項、第29条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

第32条 共済会は、第27条第2項、第28条第1項、第29条第1項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）を受け付ける方法として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 開示等の求めの申出先

(2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

(3) 開示等の求めをする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの確認の方法

(4) 第5項の手数料の徴収方法

- 2 共済会は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、共済会は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

- 3 共済会は、次に掲げる代理人による開示等の求めに応じるものとする。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

- 4 共済会は、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮するものとする。

- 5 共済会は、第27条第2項の規定による利用目的の通知又は第28条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
- 6 共済会は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるものとする。

(苦情の処理)

第33条 共済会は、当該共済会の個人情報等の取扱いに関する苦情を、適切かつ迅速に処理するよう努めるとともに、そのために必要な体制の整備に努めるものとする。

(漏えい等が発生した場合の対応)

第34条 共済会は、共済会が取り扱う個人情報の漏えい等が発生したときは、事実関係、個人情報の内容等を本人に速やかに通知するとともに、再発の防止に努めるものとする。

- 2 共済会は、共済会が取り扱う個人情報の漏えい等が発生したときは、事実関係、個人情報の内容、発生原因及び対応策を名古屋市に遅滞なく報告するものとする。
- 3 共済会は、前項の漏えいした個人情報 that 特定個人情報であった場合は、行政庁及び個人情報保護委員会に対しても遅滞なく報告するものとする。

(個人情報の保護に関する規程の公表)

第35条 共済会は、この規程を公表するものとする。

- 2 公表は、事務所における書面の掲示又は備付け、ホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うものとする。

(委任)

第36条 この規程に定めるもののほか、共済会の保有する個人情報等の保護に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前の個人情報保護規程（平成17年4月1日施行「旧個人情報保護規程」という。）は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。